

### 第3章 子どもにとって大切な権利

#### 第7条 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

本条は、本章において規定される「子どもの権利」が、成長・発達していくうえで特に大切にされる必要があること、子どもは、権利を行使する際には、他人の権利を尊重する責任があることを規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、この章に規定している子どもにとって大切な権利を、すべての市民及び市が大切なものとして保障する必要があることを規定しています。

この章に定める「子どもにとって大切な権利」は、日本国憲法や条約などによって、子どもに保障されている権利の中から、札幌の子どもの状況を踏まえて、特に大切にされるべき基本的な権利として定めたものであり、この条例により、新たな権利を創出したものではありません。

##### (2) 第2項関係

ここでは、子どもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重する責任があることから、権利行使に伴う子どもの責任を総括的に規定しています。

子どもの権利を行使する前に、義務や責任を果たす必要があるのではないかと、という意見があります。ただ、子どもの役割や守るべきルールを義務や責任と呼ぶこともあります。ただ、子どもの権利は、何かの義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。

もちろん、子どもは、権利を行使するときには、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにすることが必要であり、本項のほか、前文においても、権利行使の経験を通して、お互いの権利を尊重することを身につけ、規範意識をはぐくむことを規定しています。

## 第8条 安心して生きる権利

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

本条は、子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本となる「安心して生きるために大切な権利」を、第1号から第6号までに具体的に示しています。

なお、本解説書では、条例に定める権利と条約との関係をわかりやすく表すため、それぞれの権利に対する関連の深い条約の条文を示しています。

### 【解説】

#### (1) 第1号関係

ここでは、人間一人一人の尊厳の源である命が、平和と安全のもとに守られ、安心して暮らせることを規定しています。子どもが安心して生きるためには、平和で安全であることが、すべての事柄の前提になると考えられます。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第6条「生命に対する固有の権利」

#### (2) 第2号関係

ここでは、子ども一人一人が大切な存在として、周囲から愛情を持ってはぐくまれることを規定しています。

周囲の大人からのたくさんの愛情によって、心の安定や豊かさが満たされ、子どもの健やかな成長につながると考えられます。また、愛情を受けてはぐくまれることで、子ども自身も、他人に愛情を持って接することができ、他人を思いやる心がはぐくまれると考えられます。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第18条「児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助」

### (3) 第3号関係

ここでは、子どもに対する重大な権利の侵害である、いじめ、虐待、体罰等から、精神的にも肉体的にも、守られることを規定しています。

心や体が守られ、健やかに成長することは、子どもの基本的な権利です。特に、いじめ、虐待、体罰等は、子どもにとって日常最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、安心して生きるための権利として規定しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第19条「監護を受けている間における虐待からの保護」

### (4) 第4号関係

ここでは、障がい、民族、国籍、性別等を理由として、差別や不当な不利益を受けないことを規定しています。

なお、家族の状況を理由として、子どもが差別や不当な不利益を受けることも少なくないことから、「子ども又はその家族の状況」と表現しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第2条「差別の禁止」

### (5) 第5号関係

ここでは、子どもが自分の身を守るために必要となる情報や知識を得ることができると規定しています。

「身を守るために」とは、身体に対する外部からの物理的な侵害ばかりではなく、精神的なものも含まれると考えられます。例えば、近年、子どもが生活する様々な場面において、多くの情報が氾濫しており、その中には、子どもの健やかな成長にとって有害な情報も少なくありません。子どもが、自分の身をこうした有害な情報から守るために必要な力が得られるようになるなど、大人が支援をする必要があります。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第17条「多様な情報源からの情報及び資料の利用」

### (6) 第6号関係

ここでは、権利の侵害に悩み、苦しんでいる子どもが、一人で悩みを抱えることなく気軽に相談でき、適切な支援が受けられることを規定しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第19条「監護を受けている間における虐待からの保護」

## 第9条 自分らしく生きる権利

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

本条は、子どもが自分らしく生きるために大切な権利を、第1号から第4号までに具体的に示しています。

ここで定める自分らしく生きる権利とは、子ども一人ひとりが個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくという趣旨を、親しみやすい表現で規定したものです。

自分らしく生きることで、子どもの我がままと助長するのではないかという懸念がありますが、ここでいう「自分らしく生きる」とは、他者の迷惑をかえりみず、自分の権利だけを主張することとは異なります。社会生活の中では、他者の権利も尊重することが大切であり、この趣旨を子どもが正しく理解できるよう、広報及び普及に努める必要があります。

### 【解説】

#### (1) 第1号関係

ここでは、子どもが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として、自分自身を大切に生きていくことができるように、という願いをこめて規定しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第14条「思想、良心及び宗教の自由」

#### (2) 第2号関係

ここでは、個々が持っている内面や外見的違いにかかわらず、一人の人間として、人格を尊重されることが大切であることを規定しています。

子どもは、個性や、障がいの有無、民族、国籍、性別などの他人との違いを否定されることなく認められ、温かな心の交流と状況に応じた支援のなか

で、健やかに成長・発達することができます。

*特に関連の深い対応する条約*

・条約第 2 条「差別の禁止」

### (3) 第 3 号関係

ここでは、自分が思ったことや感じたことを、話したり、文章に書いたり、絵に描いたり、歌ったり、演じたりすることなどを通して、自由に表現し、伝え合うことができることを規定しています。

これらの表現の自由が保障されることで、子どもは、自信を持って毎日の生活を送ることができると考えられます。

*特に関連の深い対応する条約*

・条約第 13 条「表現の自由」

### (4) 第 4 号関係

ここでは、プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシーが守られることを規定しています。

子どもだからといって、大人が黙って手紙やメールを開くなどの行為はつしまなければなりません。子どもが危険にさらされる可能性があるなどやむを得ない場合があるかもしれませんが、例えば、メールなどの危険性について親子で事前の対策について話し合うなど、そのようなことが起こらない手立てを講じ、プライバシーを守ることが大切です。大人は、最善の利益を確保する観点から、子どもとしっかりと対話し、指導や助言を行うなどの支援をすることが求められます。

*特に関連の深い対応する条約*

・条約第 16 条「私生活等に対する不法な干渉からの保護」

## 第10条 豊かに育つ権利

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

本条は、子どもが様々な経験を通して豊かに育つために大切な権利を、第1号から第7号までに具体的に示しています。

### 【解説】

#### (1) 第1号関係

ここでは、学ぶ権利、遊ぶ権利、休息する権利を規定しています。

「学ぶこと」は、成長・発達する過程にある子どもにとって、保障されなければならない最も重要な権利の一つです。また、「遊ぶこと」についても、年齢に適した遊びやレクリエーションなどを通して、多くのことを経験することができる大切な権利です。さらに、適度に「休息すること」は、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。

なお、これらの「遊ぶこと」や「休息すること」は、好きなだけ遊び、休んで良いというものではありません。子どもの発達段階に応じた適切な遊びや休息とはどのようなことか、大人と子どもが共に話し合うことが大切です。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第28条「教育についての権利」
- ・条約第31条「休息、余暇及び文化的生活に関する権利」

## (2) 第 2 号関係

ここでは、近年、朝食を取らずに学校に行く子ども、夜更かしをし、睡眠不足になっている子どもが目立つようになってきていることから、市民の間に健康や規則正しい生活などに対する理解が深まり、このようなことが少なくなるよう、健康的な生活を送ることを、権利として規定しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 24 条「健康を享受すること等についての権利」

## (3) 第 3 号関係

ここでは、子どもが自分で考え、判断する力を身につけていくために、自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めることを権利として規定しています。

なお、子どもだけであらゆる物事を決めることができるわけではなく、必要に応じて、大人の適切な助言等の支援を受けることが大切です。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 12 条「意見を表明する権利」

## (4) 第 4 号関係

ここでは、人は成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学ぶことから、自分が決めた夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができることを、権利として規定しています。

子どもが失敗を恐れず、色々なことにチャレンジすることは、子どもの健やかな成長・発達にとってとても大切なことです。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 29 条「教育の目的」

## (5) 第 5 号関係

ここでは、子どもの感性を豊かにするために、様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむ権利を規定しています。

子どもは、自分の年齢や成長に応じ、多様な芸術、文化、スポーツ等の経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造性をはぐくむことにつながります。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 31 条「休息、余暇及び文化的生活に関する権利」

(6) 第 6 号関係

ここでは、札幌の子どもにとって貴重な財産である札幌独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利、自然と触れ合う権利を規定しています。

この権利は、札幌独自の文化や、厳しいけれど、豊かな札幌の自然環境などの恩恵を受けて、札幌の子どもたちが伸び伸びと、たくましく育て欲しいという願いをこめて規定しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 29 条「教育の目的」

(7) 第 7 号関係

ここでは、地球環境問題が、子どもたち自身にとって、未来において幸せに暮らしていくための最も重要な問題であることから、子どもが、地球環境問題の大切さとそれに関する知識を学び、自ら環境保全のために行動できるよう育っていく権利があることを規定しています。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 29 条「教育の目的」

## 第 11 条 参加する権利

(参加する権利)

第 11 条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

本条は、子どもが自分にかかわることに参加するために大切な権利を、第 1 号から第 4 号までに具体的に示しています。

### 【解説】

#### (1) 第 1 号関係

ここでは、子どもが家庭、学校・施設、地域、行政等のあらゆる場面で、自分にかかわりのあることについて、意見を表明できる権利を規定しています。

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利のうちの一つです。その一方、この意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利とも言うことができます。

子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使に当たっては、意見を表明したことで、不当な不利益を受けることのないよう十分に注意しなければなりません。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 12 条「意見を表明する権利」

#### (2) 第 2 号関係

ここでは、子どもが表明した意見は、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされることを規定しています。

子どもの意見は尊重されなければなりません。子どもが主張する意見のすべてが認められるわけではなく、年齢や成長の段階によっては、最善の利

益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、大人は、その理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 12 条「意見を表明する権利」

### (3) 第 3 号関係

ここでは、子どもが自ら考えたり、参加したりするために、分かりやすい情報提供などの支援が受けられることを規定しています。

子どもの参加等を促進する立場にある市民及び市は、子どもの年齢や成長・発達段階に応じた適切な支援を行うことが求められます。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 17 条「多様な情報源からの情報及び資料の利用」

### (4) 第 4 号関係

ここでは、既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって、企画・実施ができることを規定しています。

ここで定める「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。例えば、スポーツ団体やボランティア団体、町内会組織や子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長・発達することが期待されます。

なお、この権利を行使する際にも、他人の迷惑になるような行為はあってはならず、公共の安全や道徳、他人の権利の保護などの一定の制約のもと保障されている権利です。

*特に関連の深い対応する条約*

- ・条約第 15 条「結社及び集会の自由」